

「資料から探る江戸時代の風呂事情」

市街地に形成された風呂屋

江戸時代、一般の町人は、内風呂を持っていませんでした。風呂に用いる薪や水を市街地で調達することは物理的に困難であり、経済的にも無理がありました。なお、火災の多かった江戸では、防災上、町人が内風呂を持つことは禁止されており、地方の市街地でも同様の措置がとられていたものと思われる。このため、内風呂を持たない町人は行水で済ませたり、風呂屋に通ったりしました。

上越市域でも市街地（「町方」と呼ばれた）であった高田城下や直江津今町には風呂屋（別称湯屋）がありました。右表は、江戸時代から明治時代初頭までの上越市域の風呂屋の営業にかかわる出来事をまとめたものです。初出の記録は、「記録便覧 廿五」（榊原文書：高田図書館所蔵）の寛保3年(1743)1月の記述です。これは混浴を禁止した通達にかかわるものです。ただし、これ以前の早い段階から、高田城下や直江津今町で風呂屋が営業を行っていたものと思われる。

風呂屋の営業数 初期の段階では、高田城下でも直江津今町でも、該当の町内や同業者の同意が得られれば新規開業することができました。しかし、高田城下では明和6年(1769)に風呂屋19軒が株仲間を組織したため、この株札を譲り受けられない限り新規参入はできなくなりました。したがって、これ以降は19軒のままで幕末まで推移しました。ただし、株札の譲渡はたびたび行われ、別の町内で新規開業することもありました。一方、直江津今町では文政11年(1828)に風呂屋仲間8軒が、新規開業を却下するように願い出ています。開始時期ははっきりしませんが、その後、直江津今町でも株仲間が結成されており、高田城下と同じく幕末まで風呂屋の軒数は8軒のままでした。

江戸時代の上越市域の風呂屋にかかわる出来事

和暦(西暦)	月	出来事
寛保 3年 (1743)	1月	男女入込み(混浴)を改め、男風呂と女風呂を定めるように通達が出される。【記録便覧廿五】
延享 元年 (1744)	2月	高田横町の与平治が風呂屋の開業を申請するが、高札前であったため却下される。【記録便覧】
延享 2年 (1745)	11月	風呂屋の男女入込みを禁止する通達が出される。【記録便覧】
宝暦 元年 (1751)	8月	それ以前、呉服町は風呂屋商売が禁止されていたが、御馬出しの多門(雁木のない長屋)で開業することが認められる。【記録便覧】
明和 6年 (1769)	4月	高田の風呂屋19軒が、冥加金を1軒につき年5兩ずつ上納する条件で株仲間の結成を願い出る。【記録便覧】
同年	同月	男女が入浴する時間帯を分けるように通達が出される。【記録便覧】
安永 元年 (1772)	10月	薪の高騰により高田の湯銭が改定される…男5文、女4文、子供2文【記録便覧】
安永 5年 (1776)	4月	夜分五時(午後8時頃)までに閉店、強風時には商売をしないように通達が出される。【記録便覧】
文化 7年 (1810)	12月	直江津今町の風呂屋7軒に対し、1軒につき上銀15匁(銭1,000文=金1分)ずつ上納することが義務付けられる。【福永家文書】
文化10年 (1813)	1月	直江津今町の風呂屋仲間が冥加金3兩(組合全体として1軒あたりかは不明)を上納する代わりに高田と同様の湯銭に引上げを認めてほしいと願い出る。 ※10年前から湯銭を男4文、女3文、子供2文としたが、客は従わなかったという。【福永家文書】
文化11年 (1814)	9月	上稲田村の郡治郎が、冥加銀を上納し、農業の合間に風呂屋を行いたと願い出る。【加藤家文書】
文政11年 (1828)	3月	直江津今町の風呂屋仲間8軒が、新規開業を却下するよう願い出る。【福永家文書】
元治 2年 (1865)	2月	直江津今町の風呂屋仲間が、物価の高騰により、湯銭を高田並みに引上げてほしいと願い出る。【福永家文書】
慶応 元年 (1865)	11月	直江津今町の風呂屋仲間が、物価の高騰により、従来の湯銭—男4文、女3文、子供2文、小児1文—を1文ずつ引き上げてほしいと願い出る。【福永家文書】
慶応 4年 (1868)	5月	直江津今町の風呂屋仲間8軒が、物価の高騰及び貨幣価値の下落を理由に、湯銭を高田並みに男16文、女15文、子供14文、10歳から5歳まで12文、5歳以下を10文にしてほしいと願い出る。【福永家文書】
明治 7年 (1874)	1月	直江津今町の風呂屋仲間10軒が、前年度に出された男女混浴禁止の布令により、男湯日と女湯日を設けたこと／その結果、客足が遠退き湯銭収入が半減したこと／大人の湯銭を16文から20文に値上げてほしいことを訴える。【福永家文書】

明治時代まで続いた混浴

江戸で始まった風呂屋は、当初は蒸し風呂でしたが、やがて湯を張った浴槽に入浴する形に変化しました。ところで、風呂屋は、当初から混浴であり、これは明治時代中頃まで続きました。その理由は、採算が取れなくなるからでした。男女別の浴槽を設けるには、より多くの空間が必要になり、またより多くの薪や水を確保しなければなりません。これに対し、寛政・天保の改革で、幕府は風紀取締まりとして混浴禁止令を出しています。

年表「江戸時代の上越市域の風呂屋にかかわる出来事」から分かるように、高田藩からも、寛保3年(1743)、延享2年(1745)、明和6年(1769)に、藩内の風呂屋に対して混浴を改めるよう通達が出されています。通達を受けて、風呂屋は男女が入浴する時間帯を分けたり、「男湯日」「女湯日」を設けたりしたようですが、これは一時的な対応であり、藩の監視が緩むと元の混浴に戻ってしまいました。

営業時間と強風による営業制限

江戸の風呂屋の営業時間は、朝五ッ時(午前8時頃)から夜五ッ時(午後8時頃)だったといわれています。高田城下及び直江津今町の営業時間を示す明確な資料は、残念ながら残されていません。ただし、「記録便覧廿五」の安永5年(1776)の記録には、「**風呂屋共のぎやぶんかぎりにあいしまいそうろうようもつともかせたちそうろうせつはいあいやめそうろうようおおせつけられそうろうこと**之義、夜分五ッ時限二相仕廻候様、尤風立候節者相止候様被仰付候事」という藩からの通達が記載されています。これによると、営業開始時刻は不明ですが、終了時刻は江戸と同じく午後8時頃だったことが分かります。また、防火上、強風の時には営業が禁止されていたことも分かります。

湯銭の推移

現在でも「銭湯」という言葉が使われることがありますが、これは風呂屋で入浴料として「湯銭」が徴収されていたことに由来しています。下表「高田城下と直江津今町の湯銭の推移」は、「記録便覧廿五」及び「福永家文書」(高田図書館所蔵)から拾い出したものです。この表からは、湯銭にかかわり次のようなことが分かります。

第一に、高田城下と直江津今町の湯銭は同一ではなく、明治時代に至るまで直江津今町より高田城下の湯銭の方が常に高かったようです。直江津今町の風呂屋仲間からは、再三にわたり湯銭の値上げの願書が出されていますが、その際に湯銭を「高田風呂屋同様二」「高田井二」という言葉が用いられていることから明らかです。

第二に、文化年間(1804~18)頃までは、「男」「女」「子供」別で湯銭を徴収していましたが、それ以後(資料からは特定できないが、幕末と推定される)は「子供」の湯銭が年齢別に細分化されています。第三に、安永元年(1772)から慶応元年(1865)頃までは、湯銭に大きな変動は見られませんが、それ以後、湯銭が3~7倍に値上がりしています。安政5年(1858)に日米修好通商条約が締結されると、国内では物不足が始まり、激しいインフレーションが起きました。上越市域における湯銭の急激な値上げと「子供」の湯銭の細分化は、開国によるインフレーションの進行の影響によるものと考えられます。

高田城下と直江津今町の湯銭の推移

和暦 (西暦)	高田城下			直江津今町		
	男	女	子供	男	女	子供
安永 元年 (1772)	5文	4文	2文	***	***	***
文化10年 (1813)	***	***	***	4文	3文	2文
慶応 元年 (1865)	***	***	***	4文	3文	子供 2文 小児 1文
慶応 4年 (1868)	16文	15文	子供 14文 5~10歳 12文 1~5歳 10文	***	***	***
明治 7年 (1874)	***	***	***	16文	16文	***

在方で利用された鉱泉(わかし湯)

在方ざいかたと呼ばれた農村部では、各家に風呂が備え付けられていましたが、毎日それぞれの家で風呂を焚くことはしませんでした。薪や手間を節約する目的で、集落の中で順番を決めて風呂を焚き、互いに「もらい風呂」をする習慣があったからです。

このほか、在方では、鉱泉(冷泉)を加熱して湯治場を経営する者もいました。右表は、「万年覚」(榊原家文書：高田図書館蔵)に記載された在方の湯治場をまとめたものですが、実際にはこれ以外にも多くの湯治場があったものと思われます。このうち向橋村の湯治場は最も早くから利用されましたが、農作業が終わる10月頃から降雪前までの利用に限られていました。営業を目的とした他の湯治場と異なり、同村及び近村の共同浴場という性格を帯びていました。一般的な湯治場の許可にあたっては、「見様」と呼ばれた3～5年間の試行期間が設けられるのが通例で、風紀上の支障がないかどうか藩が確認した上で、正式な許可が下りました。また、営業主は冥加金みょうが(営業税)を上納することが義務付けられていました。

在方の主な鉱泉(わかし湯)

開始時期	湯元 ★ 営業場所
宝暦年間 (1751~64)	向橋村(字名不明) ★ 同上
文化 2年 (1804)	滝寺村字瀧ノ前 ★ 高田城下・直江津今町 廻り最寄(場所不明)
文政元年頃 (1818)	本覚寺裏字ふたひ ★ 同上
嘉永 元年 (1848)	下正善寺村字倉下 ★ 飯村字ほそ屋舗窪地
嘉永 2年 (1849)	大貫村字臥蛇池頭 ★ 同上
嘉永 2年 (1849)	滝寺村字はうき建山 ★ 同上

「万年覚」(榊原家文書)から作成

富裕層が行った温泉場での湯治

江戸時代、高田城下や直江津今町の有力な商人、そして在方の庄屋などの富裕層は、持病の治療や療養を目的にして、遠方の温泉場へ長期間の湯治にたびたび出かけていました。当時の温泉番付表にも掲載された越後国内の「松之山の湯」(松之山温泉)や「関の山の湯」(関温泉)、信濃国の「渋湯(ママ)の湯」(渋湯温泉)、上野国の「草津の湯」(草津温泉)などに富裕層が出かけた記録が残されています。

文政6年(1823)、飯村の庄屋であった大山重五郎は、松之山温泉に湯治に出かけました。重五郎は、湯治期間中の庄屋の代役を指定した上で、大肝煎所に「入湯願」を事前に提出しています。そして、湯治から戻った翌日には「入湯帰村届」を提出しています。この2つの資料から、重五郎が7月14日(新暦8月19日)に出発し、同月28日(新暦9月2日)に帰村したことが分かります。

天保3年(1832)、横川村(現浦川区)の庄屋であった丸田某(名前不詳)も、松之山温泉に湯治に出かけています。「松山日記」と名付けられた記録から、湯治の様子を垣間見ることができます。丸田は6月13日(新暦7月10日)の未明に馬口引の伴右衛門と負人足(荷物運搬役)の吉蔵と共に自宅を出発しました。丸田は馬に乗って出かけたものと思われるが、同日の七ツ時(午後4時頃)には松之山郷湯本村の湯宿三国屋に到着しました。伴右衛門と吉蔵は同宿で一泊した後、松之山を後にしています。23日(新暦7月20日)には、丸田家及び親戚から見舞品を届けに2人が訪れています。この時、見舞品として酒、卵、鯛と鮪の味噌漬、茄子、きゅうり、夕顔などが届けられています。丸田は、6月28日(新暦7月25日)まで逗留し、同日中に帰宅しています。迎えの木銭(料)2人分が請求されていることから、帰路も伴右衛門と吉蔵が同道したものと思われます。なお、この湯治で丸田が三国屋から請求された料金の合計は、1両2朱弱でした。その内訳は、木銭・湯銭・蒲団代・米代・酒代・炭代・灯油代などです。これとは別に、お茶代、おかず(ぜんまい、豆、腐、鯿など)の材料費、餅などの軽食の代金、マッサージや整髪料金は、購入あるいは利用した時に支払う仕組みになっていました。